

（年少者用補助乗車装置等）

第22条 平成7年3月31日以前に製作された自動車については、保安基準第22条の5第3項並びに細目告示第32条第2項、第110条第2項及び第188条第2項の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 年少者用補助乗車装置を備える座席及び座席ベルトを損傷しないものであること。
- 二 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- 三 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者及び当該年少者用補助乗車装置が保安基準第22条の3第3項の基準に適合する座席ベルトにより座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
- 四 容易に着脱することができるものであること。

2 保安基準第22条の5第3項並びに細目告示第32条第2項及び第110条第2項の規定が適用される自動車のうち平成24年6月30日以前に製作された自動車については、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第978号）による改正前の細目告示別添35の基準に適合するものであればよい。

3 平成24年6月30日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、保安基準第22条の5第1項の規定は、適用しない。

4 緊急自動車、特種用途自動車及び幼児専用車については、当分の間、保安基準第22条の5第1項の規定は、適用しない。

5 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第32条第1項本文及び第110条第1項本文中「協定規則第145号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.に限る。以下同じ）」とあるのは、「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第8改訂版の規則5.2.4.5.を除き、同規則第7改訂版補足改訂版の規則5.2.4.5.を含む）」と、細目告示第32条第1項ただし書及び第110条第1項ただし書中「協定規則第145号の技術的な要件（同規則の規則5.3.）」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.）」と読み替えることができる。

- 一 平成25年4月12日以前に製作された自動車
- 二 平成25年4月13日以降に製作された自動車のうち、次のいずれかに該当するもの
イ 平成25年4月12日以前に指定を受けた型式指定自動車（当該型式指定自動車からISOFIXトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）

- ロ 平成25年4月13日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成25年4月12日以前に指定を受けた型式指定自動車からISOFIXトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 6 前項各号に掲げる自動車については、細目告示第188条第1項第5号の規定は、適用しない。
- 7 平成25年4月12日以前に製作された自動車については、細目告示第32条第1項本文中「、「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「及び「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）をいう。）」と、「協定規則第145号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.に限る。以下同じ）」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第8改訂版の規則5.3.8.を除き、同規則第7改訂版補足改訂版の規則5.3.8.を含む）」と、同項ただし書及び第110条第1項ただし書中「協定規則第145号の技術的な要件（同規則の規則5.3.）」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第7改訂版の規則5.3.8.）」と、細目告示第110条第1項及び第3項第2号並びに第188条第1項並びに第2項第1号及び第4号中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びISOFIXトップテザー取付装置をいう。）」と、細目告示第110条第1項本文中「協定規則第145号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第8改訂版の規則5.3.8.を除き、同規則第7改訂版補足改訂版の規則5.3.8.を含む。）」と、細目告示第188条第1項本文中「次の各号」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）」と読み替えることができる。
- 8 平成25年4月12日以前に製作された自動車については、細目告示第188条第1項第6号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第236号）による改正前の細目告示第188条第1項第5号の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成25年4月13日以降に製作された自動車については、細目告示第32条第1項中「、「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付装置をいう。以下同じ。）及び「サポートレッグ接触面」（年少者用補助乗車装置の下部に備える固定具が接触する床面をいう。）をいう。以下同じ。）」とあるのは「及び「ISOFIXトップテザー取付装置」（年少者用補助乗車装置の上部に備える取付具を取り付けるために設計された自動車に備える取付

装置をいう。以下同じ。）をいう。）」と、細目告示第110条第1項及び第3項中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びISOFIXトップテザー取付装置をいう。）」と、細目告示第188条第1項本文中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びISOFIXトップテザー取付装置をいう。）」と、「次の各号」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）」と、細目告示第188条第1項第4号及び第6号並びに第2項第1号及び第3号中「年少者用補助乗車装置取付具」とあるのは「年少者用補助乗車装置取付具（「ISOFIX取付装置」（回転防止装置及び車両又は座席構造部から延びた2個の取付部で構成される取付装置をいう。）及びISOFIXトップテザー取付装置をいう。）」と読み替えることができる。

- 10 細目告示第32条第2項及び第110条第2項の規定は、当分の間（協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第15改訂版の規則17.16.に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあっては、令和2年8月31日（法第75条の3第1項の規定によりその形式について指定を受けたもの）にあっては平成29年8月31日）、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第15改訂版の規則17.18.に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあっては、令和5年8月31日（法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けたもの）にあっては令和元年8月31日）までの間、細目告示第32条第2項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足改訂版の規則4.、6.及び7.に限る。第110条において同じ。）」とあり及び第110条第2項中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第15改訂版の規則4.6.から8.まで及び15.に限る。）」と読み替えることができるものとする。
- 11 令和2年8月31日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置並びに令和2年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、細目告示第32条第2項及び第110条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第32条第2項及び第110条第2項に適合するものであればよい。
- 12 令和4年8月31日以前に製作された自動車又は年少者用補助乗車装置及び令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものについては、細目告示第32条第2項及び第110条第2項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第640号）による改正前の細目告示第32条第2項及び第110条第2項に適合するものであればよい。

- 13 当分の間、細目告示第32条第1項本文及び第110条第1項本文中「協定規則第145号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.）」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第8改訂版の規則5.、6.及び7.）」と、細目告示第32条第1項ただし書及び第110条第1項ただし書中「協定規則145号の技術的な要件（同規則の規則5.3.）」とあるのは「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第7改訂版補足第8改訂版の規則5.3.8.）」と読み替えることができるものとする。